

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例（案）概要

1 改正概要

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、非常勤職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関して定年前再任用短時間勤務職員を除く旨を定める。

2 施行期日

令和5年4月1日